

## 相続時の配偶者の権利を大幅に拡大！ ～改正民法（相続法）のポイント～Part 2

### 夫婦間の自宅の贈与等を保護する制度の創設

一公布日（7月13日）から1年以内に施行一

婚姻期間が20年以上の夫婦の場合、夫が所有する居住用不動産を妻へ遺贈・贈与した場合、これまで、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱われるために、遺産分割の際に特別受益の持ち戻しが行われ、その分、取得財産が減り、「妻の老後の生活保障」という夫の意思が反映されませんでした。

改正により、遺産分割の際に遺産の先渡しを受けたという取り扱いがなくなり、妻はより多くの財産を取得できます。（図表）

その他にも次のような改正がありました。

#### (1) 財産目録のパソコン作成が可能に！

従来、自筆証書遺言は、全文を自署（手書き）する必要がありました。改正では、要件が緩和され、遺言のうち財産目録についてはパソコンで作成することが

認められました（ただし、各ページに自署押印が必要）。

また、封をしていない自筆遺言において、法務局で保管する制度も創設されます。

#### (2) 預貯金の仮払い制度

従来は、相続財産となる預貯金債権は、遺産分割の対象に含まれ、共同相続人による単独での払戻しが認められませんでした。改正では、預貯金債権の一定金額について、単独での払戻しが認められます。また、仮払いの必要性があれば、家庭裁判所が仮払いを認める制度も創設されます。

#### (3) 相続人以外の親族の貢献に考慮

従来は、相続人の妻など相続人以外の相続人の親族が、被相続人の介護を尽くしても、相続財産を取得することはできませんでした。改正では、被相続人の介護を行っていた相続人の妻などが、一定の要件を満たせば、相続人に対して金銭の支払いを請求できるようになります（対象は親族に限られる）。

### 図表 夫婦間の自宅の贈与等を保護する制度

（設例）相続人 妻及び子2人（妻と子の相続分は法定相続分）  
遺産 預金6,000万円、自宅（持分1/2）2,000万円（評価額）  
妻への生前贈与 自宅（妻の持分1/2）2,000万円



#### 現 行

配偶者の取得分の計算時に、生前贈与分（2,000万円）を相続財産とみなされる。  
 $(6,000万円 + 2,000万円) + 2,000万円（生前贈与分） = 1億円（民法上の相続財産）$   
 ◎配偶者： $1億円 \times 1/2 - 2,000万円（生前贈与分） = 3,000万円$   
 $3,000万円 - 2,000万円（自宅） = 1,000万円（預金）$   
 ◎子2人： $1億円 \times 1/2 \times 1/2 =（各々）2,500万円$

#### 改 正

配偶者の取得分の計算時に、生前贈与分（2,000万円）を相続財産とみなさないため、配偶者がより多くの財産を取得できる（老後の生活に寄与する）。  
 $(6,000万円 + 2,000万円) = 8,000万円（民法上の相続財産）$   
 ◎配偶者： $8,000万円 \times 1/2 = 4,000万円$   
 $4,000万円 - 2,000万円（自宅） = 2,000万円（預金）$   
 ◎子2人： $8,000万円 \times 1/2 \times 1/2 =（各々）2,000万円$

## タナベ経営共催 経営戦略セミナーのご案内

- 講演テーマ：『2020を勝ち抜く中期経営計画を策定せよ』
- 開催日時：平成30年11月20日（火）16:00～18:00（受付15:45～）
- 会場：ベイヒルズ税理士法人 地下1階会議室
- 講師：(株)タナベ経営（東証一部上場）ステージアップコンサルティング部 担当本部長 三浦保夫氏
- 参加費：¥3,000（テキスト代含む）

※詳細のお問い合わせ、お申し込みは [045-450-6701](tel:045-450-6701)（担当 MAS課 加茂・小川）までご連絡ください。